資料１－5

堺市原池公園野球場の指定管理者選定（非公募）について

１　施設の名称

堺市原池公園野球場（令和２年４月供用開始）

２　指定管理者の選定方法

非公募により、原池公園体育館及び原池公園スケートボードパーク（以下「体育館等」という。）の指定管理者である原池スポーツチャレンジ共同体を選定

＊原池スポーツチャレンジ共同体

（代表団体）　美津濃株式会社【市外】

（構成団体）　ミズノスポーツサービス株式会社【市外】

（構成団体）　大林ファシリティーズ株式会社大阪支店【市外】

（構成団体）　利晃建設株式会社【市内】

指定期間　平成 28 年４月１日から令和３年３月 31 日まで（5 年間）

３　非公募とする理由

原池公園内の体育館等では、指定管理者による一体的な管理運営を行っており、野球場についても、体育館等と一体的な管理による効率的かつ効果的な運営を行うことが望ましい。

このことから、体育館等の指定期間終期（令和２年度末）までに限り、体育館等の指定管理者を野球場の指定管理者として選定するものである。
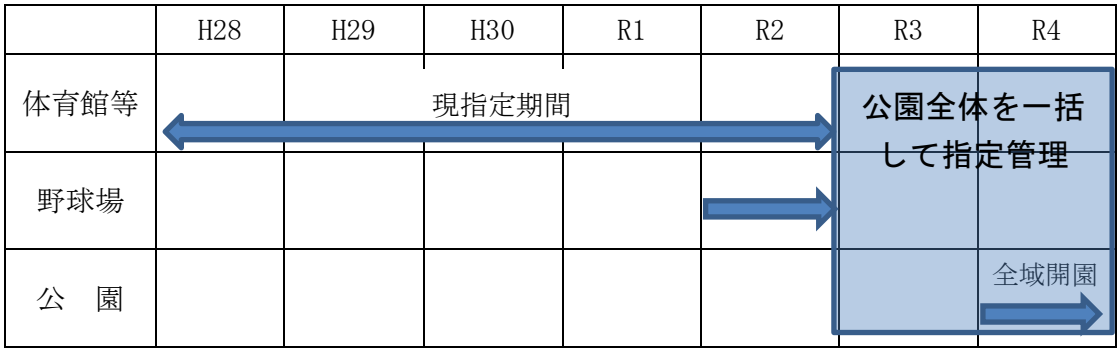
なお、令和３年度から野球場や体育館等を含め、公園全体を対象に一括して指定管理者制度を導入（公募）し、より一層の効率的かつ効果的な管理運営を行う予定である（ただし、公園整備は令和３年度中の完了、令和４年度から供用開始予定）。